

(案)

平成20年 月 日

相模原市長 加 山 俊 夫 様

相模原市行政区画等審議会  
会 長 牛 山 久 仁 彦

相模原市の行政区画の編成について (答申)

平成20年5月31日付けFNo.0・2・8で諮問のあった相模原市が政令指定都市に移行する場合における行政区画の編成及び行政区の名称のうち、行政区画の編成について、次のとおり答申します。

# 相模原市の行政区画の編成について

## 答 申 書

平成20年 月 日

相模原市行政区画等審議会

## 答申にあたって

本審議会は、平成20年5月31日に、市長から「行政区画の編成」及び「行政区の名称」について諮問を受けました。

諮問事項は、平成22年4月に政令指定都市に移行する上で市民の日常生活に密接に関わる基本事項であるとともに、本市の将来のまちづくりに大きく影響する重要なものと認識しています。

本審議会では、まず「行政区画の編成」について審議、答申し、その後「行政区の名称」について審議、答申することとしました。

今回答申する「行政区画の編成」については、全4回の審議会を開催し、慎重な審議を行ってきました。

審議にあたっては、本年1月から2月にかけて市が実施した市内26か所での市民説明会や、同時期に行われた市民意見の募集結果を十分考慮するなど、市民意見の反映に努めてきたところです。

その結果、本市における行政区画の編成について、本審議会として結論を得るに至りました。

本審議会は、この答申により、都市としての機能と水源地の豊かな自然環境を併せ持った本市の特性の中で、それぞれの行政区による新たなまちづくりが行われ、活力と魅力あふれる“新さがみはら創り”に向かって大きく前進されることを切に願うものです。

## 1 行政区画の編成について

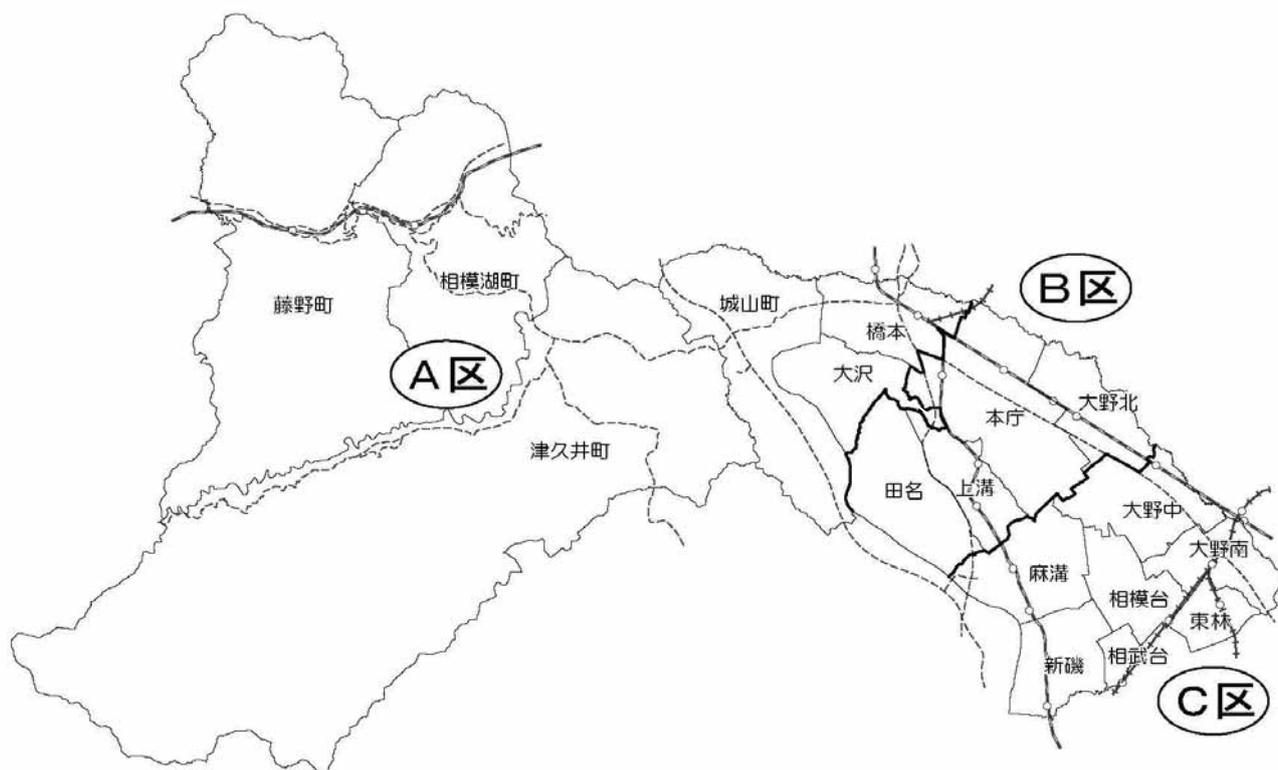
行政区画の編成については、相模原市の区域を3つの行政区に分け、その区域は、次のとおりとすることが適当です。

なお、各行政区の名称は、便宜上、A区、B区、C区と表示します。

A区 橋本出張所、大沢出張所、城山町地域自治区事務所、津久井町地域自治区事務所、相模湖町地域自治区事務所及び藤野町地域自治区事務所の所管区域

B区 大野北出張所、田名出張所及び上溝出張所の所管区域並びに旧相模原市の区域のうち出張所の所管区域を除く区域（本庁区域）

C区 大野中出張所、大野南出張所、麻溝出張所、新磯出張所、相模台出張所、相武台出張所及び東林出張所の所管区域



※旧相模原市の区域とは、相模原市の区域のうち、平成18年3月20日に編入した旧津久井町及び旧相模湖町並びに平成19年3月11日に編入した旧城山町及び旧藤野町の区域を除く区域をいう。

## 2 附帯意見

本審議会では、行政区画の編成について、様々な視点から検討し、総合的な観点から、本答申内容に決定したのですが、この審議の過程で、各委員から様々な意見がありました。

その中で、相模原市がその特性や潜在力を活かし、政令指定都市としての一步を踏み出すにあたり、審議会の総意として留意いただきたい事項を次のとおり示しますので、特段の配慮をいただきますよう要望します。

### (1) 地域の個性を活かしたまちづくりの推進

区役所を拠点に、地域の個性を活かしたまちづくりが推進されるよう、地域の課題や状況を的確に把握し、区政に反映できるような仕組みや区の自主性を高める事業の実施が図られるような仕組みを構築すること。特に、津久井地域の水源地としての豊かな自然環境は、他の政令指定都市にはない、本市の誇るべき特徴でもあることから、その特徴を活かしたまちづくりについて配慮すること。

### (2) 行政サービスの利便性の確保

それぞれの区に設置される区役所等の利用にあたっての利便性の確保を図るため、関係機関と連携し、交通環境の向上に努めること。

また、A区は、市域面積の約77パーセントを占め、津久井地域から橋本・大沢までの広大な区域を所管区域とすることとなり、特に、想定される区役所の位置が橋本駅周辺とされていることから、津久井地域の住民への利便性に配慮し、現在津久井地域に存する各総合事務所については、住民が身近な場所で日常生活に密着した行政サービスが受けられるような機能を確保すること。

### (3) 既存行政区域との整合

今回答申した行政区画の編成は、地域コミュニティを基本に区域を設定していることから、一部、保健福祉圏域、消防署管轄区域、警察署管轄区域等の既存行政区域との不整合が生じているが、このことにより、市民生活への支障がないよう、関係機関と協議、調整を図ること。

### 3 本答申の考え方

本審議会では、行政区画の編成にあたり、これまで市民に公表され、説明会や意見募集などが行われてきた4つの検討試案を基本に比較検証を行い、審議を進めてきました。

#### (1) 留意事項

4つの検討試案は、次に掲げる「一般的に留意すべき事項」と「本市の特徴から留意すべき事項」を踏まえて作成されています。

##### ア 一般的な留意事項

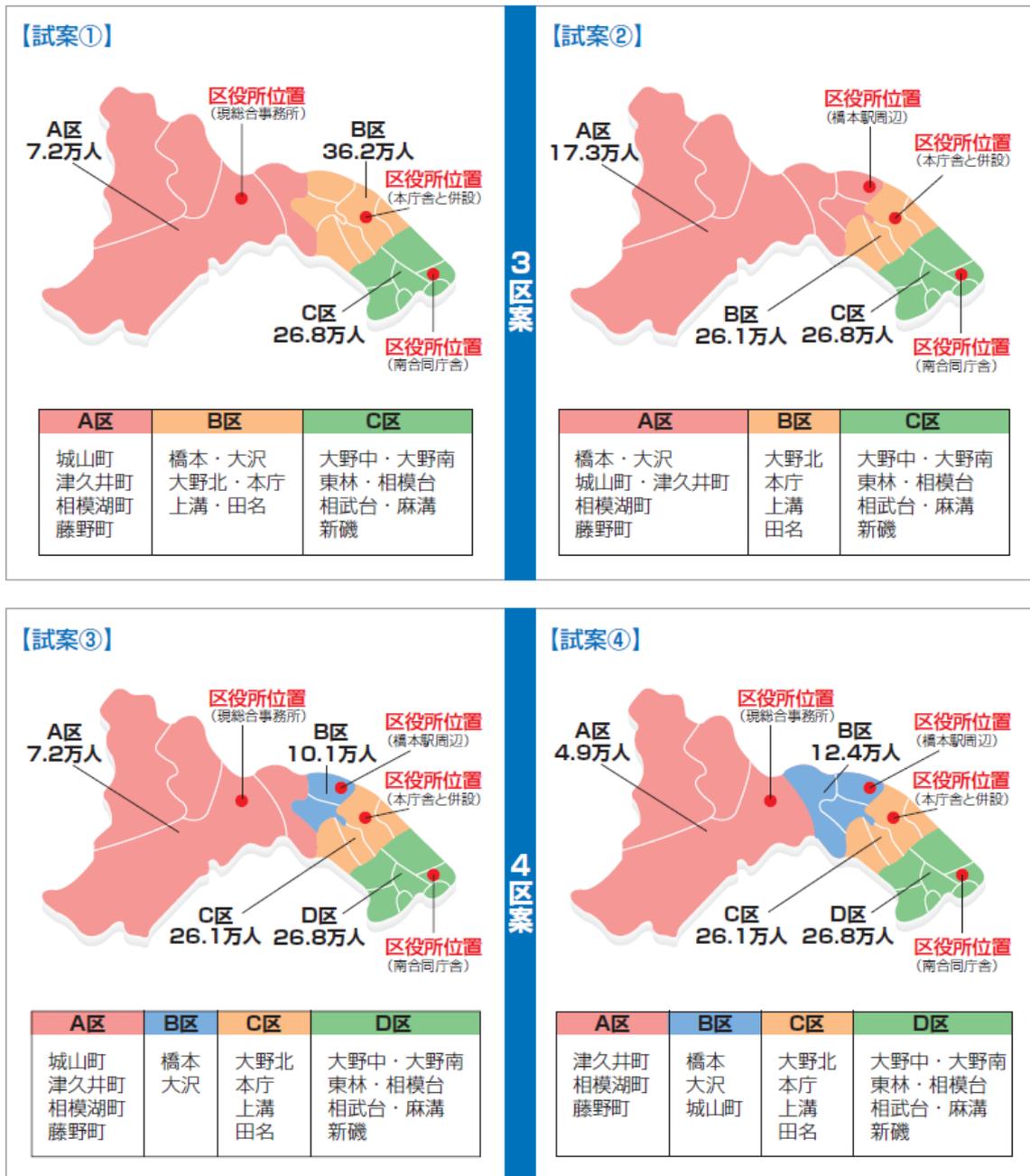
項 目	内 容
① 人 口 規 模	市民に必要なサービスの総合的かつ効率的な提供という視点から人口規模を考慮します。
② 歴 史 的 事 情	それぞれの地域の歴史的な経過や合併における経過などを考慮します。
③ 地 形 ・ 地 物	山林、河川、鉄道、主要道路等により区分される地域の一体性を考慮します。
④ 地 域 コミュニティ	旧町村や町字の区域は、地域の歴史的沿革を持ち、市政運営や日常生活の基礎となっています。また、自治会は、地域コミュニティの中心的組織として機能していることから、それらの区域はできる限り分断しないよう考慮します。
⑤ 行 政 区 域	既存の行政区域については、可能な限り区役所圏域と整合させるよう調整を進めます。また、行政区域相互の調整も合わせて進めます。
⑥ 行 政 区 の 数	人口規模、地域的一体性、既存公共施設の利用可能性などを踏まえ、総合的な検討を進めます。

##### イ 本市の特徴からの留意事項

項 目	内 容
① 拠 点 性	公共施設が集積度合いや市民の利便性などに優れた「橋本」、「相模原」、「相模大野」の3拠点のまちづくりを尊重します。
② 既存行政区域の 尊 重	行政区域として地域に根付いてきたコミュニティの単位である出張所区域及び津久井地域の各地域自治区の区域、保健福祉や土木などの既存行政圏域などを尊重します。
③ 出張所機能との 関 連	旧相模原市域における出張所、公民館は、市民に身近なサービス提供施設であるとともに、地域活動の重要な支援拠点として充実した機能を有しており、交通が不便な地域の実情も考慮した中で市民にとっての利便性を低下させないため、その配置・機能はおおむね維持します。
④ 効 率 性	区役所新設に伴う財政負担を考慮し、可能な限り既存施設の活用を図ります。
⑤ 将 来 の ま ち づ くり	将来の都市交通ネットワークを踏まえた、まちづくりとしての一体性や土地利用及び水源地としての津久井地域が持つ自然や文化、歴史などの地域特性を考慮します。

(2) 4つの検討試案

〈人口は平成19年4月1日現在の概数〉



※区割り試案は、旧相模原市域の出張所と津久井地域の地域自治体の区域を基本単位として作成しています。

【各検討試案の考え方】

《旧相模原市域》

- 保健福祉や土木など既存の行政区域を尊重し、2つに区分 (試案①)
- 3拠点によるまちづくりや既存の行政区域を尊重するとともに、将来の都市交通ネットワークを考慮し、3つに区分 (試案②③④)

《津久井地域》

- 従来からの広域的つながりなどを考慮し、津久井地域で1区 (試案①③)
- 新市の一体性などを考慮し、橋本駅を拠点とする橋本、大沢地域に含めた1区 (試案②)
- 水源地域としての共通した自然環境を持ち合わせている点などを考慮し、津久井町、相模湖町、藤野町で1区 (試案④)
- 旧相模原市域との地形的なつながりや生活圏などを考慮し、城山町を橋本、大沢地区とともに1区 (試案④)

(3) 各検討試案に対する市民意見の状況

		意見
検討試案①	賛成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 橋本地区と相模原駅周辺との同質性</li> <li>○ 津久井地域の広域的なつながりを尊重</li> <li>○ 財政的負担少なく効率的</li> </ul>
	反対	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旧相模原市の3拠点によるまちづくりを否定</li> <li>○ B区の人口が肥大</li> <li>○ 橋本～三ヶ木バス路線は橋本駅を拠点とした生活圈</li> <li>○ 合併した意味がない、津久井地域を見離す案</li> </ul>
検討試案②	賛成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人口バランスが最も良い。</li> <li>○ 生活圈との整合が図られている。</li> <li>○ 相模原駅周辺と橋本地区は別の区が合理的</li> <li>○ 新市の一体化を考慮した区制が重要</li> <li>○ 城山町地区は橋本地区が日常の生活圈</li> <li>○ 津久井地域と橋本地域とは昔からつながりがある。</li> <li>○ 各区の議員定数が平準化する。</li> </ul>
	反対	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ A区の業務範囲が広範囲になり、他区に比べ対応が難しい。</li> <li>○ 津久井地域にとって、区役所が橋本地区では不便</li> <li>○ 環境が大きく違う2つの地域では、特色を活かしたまちづくりがしにくい。</li> </ul>
検討試案③	賛成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歴史的事情、地域コミュニティ、人口規模を重視した視点である。</li> <li>○ 既存の行政圏域などからもベスト</li> <li>○ 「津久井」という名は旧津久井郡4町が揃ってこそ残せる。</li> </ul>
	反対	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 費用対効果の面から4区は妥当ではない。</li> <li>○ 城山町地区は、生活圈からも旧津久井郡4町と1区では合併の意味がない。</li> <li>○ 城山町地区は、区役所が津久井町地区では不便</li> </ul>
検討試案④	賛成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 津久井地域の広い面積を考慮し、単に人口割合だけで決めるべきではない。</li> <li>○ 城山町地区は、橋本地区が日常の生活圈</li> <li>○ 自然と都市が明確で、その良さを市民が共有できる。</li> <li>○ 津久井地域の新しいまちづくりのチャンス</li> <li>○ 自然を財産として捉えている。</li> </ul>
	反対	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ A区の人口が極端に少ない。</li> <li>○ 過疎地域を見離す案に感じられる。</li> </ul>

※「(3) 各検討試案に対する市民意見の状況」は、平成20年1月28日から2月18日までに実施した「区制素案に対する意見募集」の中で示された、各検討試案に対する意見をまとめたものです。

#### (4) 審議会としての結論

これらの検証等を踏まえた審議の結果、地域バランスや旧相模原市域と津久井地域との融合などの面で、主体的・自立的な都市づくりを目指す「政令指定都市 相模原」に最もふさわしいものとして、すべての委員から検討試案②について賛同を得ましたので、審議会として答申する行政区画については、検討試案②とすることで決定しました。

検討試案②に対する審議会としての評価は次ページの表のとおりですが、その中で、最も望ましいとする大きな理由としては、次の3点に集約されます。

- ・人口や産業の活性化の視点からの地域バランスが最も良い。
- ・旧相模原市域における3拠点（橋本、相模原、相模大野）のまちづくりが活かされている。
- ・旧相模原市域と津久井地域との合併後の新市一体化に期待ができる。

また、政令指定都市移行後における地域の個性を活かしたまちづくりの推進やA区において広大な面積を有する津久井地域への住民サービスの利便性の確保などについては、各委員からの意見も多くありましたので、答申に際して附帯する意見としてまとめることとしました。

○審議会としての検討試案②（3区制）に対する評価等

項目	評価等
望ましいとする理由	<p>◆各区のバランス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区の人口バランスは重要であり、この案は最も人口バランスの取れた案である。</li> <li>・産業の活性化という視点としても、各区のバランスが重要である。</li> <li>・3つの区にはそれぞれ大きなプロジェクトがあり、次の世代が夢を持ってまちづくりに参加できるという期待ができる。</li> </ul> <p>◆合併後の新市一体化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津久井地域のすばらしい文化や自然環境と旧相模原市の都市機能との融合が必要である。</li> <li>・旧相模原市と津久井の合併後の一体化、相模原市民としての意識の醸成、人口規模を保つことが大切である。</li> <li>・津久井地域を1つの区にすることは、旧相模原市から阻害されるイメージが強く、区役所の位置が遠いということよりも大きな課題である。</li> </ul>
区制施行に向けた意見	<p>◆行政サービス (区役所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区ごとに行政サービスの格差が出ないように配慮が必要である。</li> <li>・区役所、総合事務所の行政サービスがどうなるかの問題を考えていく必要がある。</li> <li>・A区については、国道16号の渋滞を考えれば、それより西に区役所を設置してほしい。</li> <li>・区役所には十分な駐車場整備を検討するなど市民の利便性への配慮が必要である。</li> <li>・区役所を設置する際は、できるだけ費用をかけるべきではない。</li> </ul> <p>(総合事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合事務所は、合併協議での合意事項である協定書の内容を尊重することとし、組織の再編によってサービス低下を招かないよう要望する。</li> <li>・津久井地域は、区役所の位置が遠くなることから総合事務所の機能で補えるようにしてほしい。</li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この審議会は、行政区画の編成を審議する場であるので、個別地域の具体的な要望事項ではなく、全市的な視点での検討が必要である。</li> </ul> <p>◆津久井3町での特色あるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境を残すのと、定住人口を増やすのは両立が難しいため、市の計画などに位置付けをして、特色に合ったまちづくりを進める必要がある。</li> </ul> <p>◆その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察、消防との整合性を考える必要がある。</li> <li>・福祉、土木のサービスなどを区の中でできるように進めてほしい。</li> <li>・津久井地域と橋本のアクセス向上が課題である。</li> </ul>

## 参 考 资 料

1 諮問書（写）



F No. 0 ・ 2 ・ 8

平成20年5月31日

相模原市行政区画等審議会会長 様

相模原市長 加 山 俊 夫 印

相模原市の行政区画の編成等について（諮問）

附属機関の設置に関する条例（昭和37年相模原市条例第17号）第2条の規定に基づき、相模原市が政令指定都市に移行する場合における行政区画の編成及び行政区の名称について、相模原市行政区画等審議会の意見を求めます。

## 2 相模原市行政区画等審議会委員名簿

平成20年5月31日現在（五十音順）

氏名	所属団体等
荒井正次	相模湖町地域協議会会長
牛山久仁彦	明治大学政治経済学部教授
梅澤カツ子	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら理事
河本洋次	相模原商工会議所会頭
菊地原一朗	城山町地域協議会会長
桐生迪介	相模原市医師会副会長
小池重憲	相模原青年会議所専務理事
小嶋省二	津久井町地域協議会会長
小林一盛	相模原郵便局お客様サービス部長
篠崎脩一	相模原市公立小中学校長会副会長
志村忠光	公募委員
首藤智美	公募委員
代田昭	相模原市自治会連合会監事
武田真一郎	成蹊大学法科大学院教授
田所昌訓	相模原市自治会連合会副会長
千葉東一	相模原地域連合議長
常盤一夫	神奈川県警察本部警務課企画室長
中道重幸	藤野町地域協議会会長
根岸清	相模原市農業協同組合代表理事組合長
藤井邦彦	神奈川県総務部市町村課長
細谷昇	相模原市自治会連合会会長
村上洋二	公募委員
吉本一夫	相模原市社会福祉協議会会長

：会長      ：副会長

### 3 相模原市行政区画等審議会開催状況

日程	会議内容
委嘱式 第1回審議会 (平成20年5月31日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委嘱状交付</li> <li>○ 会長及び副会長選出</li> <li>○ 諮問</li> <li>○ 政令指定都市制度の概要等について</li> <li>○ 審議スケジュールについて</li> <li>○ 行政区画の編成について</li> </ul>
第2回審議会 (平成20年6月17日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政区画の編成について (4つの検討試案を2つの案に絞り込み)</li> </ul>
第3回審議会 (平成20年7月1日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政区画の編成について (1つの案へ絞り込み)</li> <li>○ 答申に附帯する意見の検討</li> </ul>
第4回審議会 (平成20年7月15日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申書(区割り)について</li> </ul>